

令和7年（わ）第1842号 公契約関係競売入札妨害被告事件

令和8年3月24日 千葉地方裁判所刑事第3部宣告

主 文

被告人を懲役2年6月に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、平成31年1月31日から令和6年1月25日までの間は、土木工事等を業とする株式会社Aの取締役として、同月26日からは、同社の代表取締役として、いずれも同社の業務全般を統括していたものであるが、

第1 銚子市が令和5年7月11日に執行した「南部処理分区（第21工区）路面復旧工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、同市水道局下水道室下水道工務班主任技師として同市が発注する管渠工事に関する設計等の職務に従事していたBと共謀の上、同年6月28日頃から同月30日頃までの間に、千葉県銚子市内又はその周辺において、同人から、電話で、前記入札に関する秘密事項である前記復旧工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、同年7月10日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格に近接した金額として算出した金額であり、実際の最低制限価格である450万3000円（税抜き）に近接した450万4000円（税抜き）で入札させた上、同月11日、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第2 同市が同年12月5日に執行した「市道1002号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、同市都市整備課土木室土木工務班技師として同市が発注する道路工事に関する設計等の職務に従事していたCと共謀の上、同年11月24日頃、同市若宮町1番地の1銚子市

役所 4 階都市整備課土木室等において、被告人が持参した書面に、前記 C に前記入札に関する秘密事項である前記舗装修繕工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費を記載させるなどして、同人から前記直接工事費等の教示を受け、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第 3 同市が令和 6 年 7 月 23 日に執行した「市道 1018 号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、同市都市整備課土木室土木工務班技師として同市が発注する道路工事に関する設計等の職務に従事していた D と共謀の上、同月 16 日頃、前記銚子市役所 4 階道路境界資料室において、同人から、前記入札に関する秘密事項である前記舗装修繕工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、同月 22 日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である 1089 万 2000 円（税抜き）で入札させた上、同月 23 日、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第 4 同市が同日に執行した「市道 1021 号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、前記 C と共謀の上、同月 10 日頃から同月 12 日頃までの間に、前記銚子市役所 4 階都市整備課土木室において、被告人が持参した書面に、前記 C に前記入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等を記載させ、同人から直接工事費等の教示を受け、よって、同月 22 日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である 1327 万 4000 円（税抜き）で入札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第 5 同市が同年 9 月 10 日に執行した「市道 40204 号線排水整備工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、同市都市整備課土木室土木工務班主任技師として同市が発注する道路工事に関する設計等

の職務に従事していたEと共謀の上、同月3日頃、同市内又はその周辺において、同人から、電話で、前記入札に関する秘密事項である前記排水整備工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、同月9日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である3045万6000円（税抜き）で入札させた上、同月10日、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第6 同市が同年10月29日に執行した「普通河川逆川護岸改修工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、前記Eと共謀の上、同月21日頃から同月24日頃までの間に、同市内又はその周辺において、同人から、電話で、前記入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、同月28日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である2937万円（税抜き）で入札させた上、同月29日、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第7 同市が同年12月3日に執行を予定していた「市道30082号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、前記Eと共謀の上、同年11月23日頃、同市内又はその周辺において、同人から、電話で、前記入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、同年12月2日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である436万4000円（税抜き）で入札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第8 同市が同月3日に執行した「市道40204号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、前記Eと共謀

の上、同年１月２３日頃、同市内又はその周辺において、同人から、電話で、前記入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、同年１月２日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である１５８２万４０００円（税抜き）で入札させた上、同月３日、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

第９ 同市が令和７年１月７日に執行した「市道３００８２号線舗装修繕工事」の事後審査型制限付一般競争入札に関し、同社に同工事を落札させようと考え、前記Ｅと共謀の上、令和６年１月２７日頃、同市（住所省略）路上において、同人から、前記入札に関する秘密事項である同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、よって、令和７年１月６日、同社に、前記直接工事費等から最低制限価格として算出した金額であり、実際の最低制限価格と同額である４４６万２０００円（税抜き）で入札させた上、同月７日、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。

（量刑の理由）

被告人は、経営する会社に公共工事を落札させたいと考え、令和５年７月から令和７年１月までの間、９回にわたり、銚子市の公共工事担当職員４名に対して積極的に働きかけるなどして、最低制限価格の算定根拠となる直接工事費等の重要な秘密情報の教示を受け、最低制限価格と同額か非常に近い額で入札するなどし、うち６件の工事（落札額合計９５５０万余）を落札したものであって、公共工事の入札制度の公正やそれに対する信頼を害した程度は大きい。

以上の犯情によれば相応の懲役刑を科すべきである。

もっとも、被告人に前科前歴はなく、本件各犯行を認めて反省し、会社の代表取締役を親族に変更するなどしており、二度と違法行為をしない旨述べていること、

同居の妻が監督する旨証言していること、会社は1年間の指名停止の行政処分を受けていることなどの事情を考慮し、主文のとおり判決する。

(求刑：懲役2年6月)

令和8年3月24日

千葉地方裁判所刑事第3部

裁判官 池田知史